

## 禁止事項について（補足説明）

当公園では、全ての利用者が安全かつ快適に過ごせるよう、以下の行為を禁止しています。ご理解とご協力をお願いいたします。

---

### ① 植物の採取、生き物の捕獲、餌やり

- 園内での植物の採取は禁止しています。
  - 野生動物に餌を与える行為は、自然の中で生きる力を奪い野生動物の生態に悪影響を与えるおそれがあるため、また、糞害等による公衆衛生の悪化につながるため、禁止しています。
- 

### ② ゴミのポイ捨てや投棄

- 不法投棄は犯罪です。悪質な場合は警察に通報します。
  - 落とし物については管理事務所で一定期間保管しその後警察へ届け出ますが、一見してゴミと判断できるものは処分します。
  - 店舗にて購入いただいた商品の空き容器や包装などのゴミは、購入店舗にて処分しますので購入店舗までお持ちください。
- 

### ③ ペットのノーリード、糞の放置

- 園内にペットを連れて園内来られる際は、マナーを守ったご利用をお願いします。
  - 芝生広場を含む園内では必ずリードの着用をお願いします。
  - スポーツ利用者との接触事故防止のため、スポーツフィールドへのペットの立ち入りは原則禁止です。
  - 園内にドックランはございません。
- 

### ④ 施設や構造物の破損、汚損（落書き等）

- 施設や設備、植栽等について、ボール遊びやスケートボード等により故意に傷つけたり、壊す行為や落書き等により故意に汚す行為などは全て犯罪です。絶対にやめてください。悪質な事案は器物損壊事案として警察に通報します。
  - 施設や構造物の破損、汚損（落書き等）を発見された場合は、公園管理事務所へご一報ください。
-

⑤ 指定場所以外での喫煙

- 喫煙は、管理事務所東側の指定喫煙所のみ利用可能です。
- 指定喫煙所以外での喫煙は禁止です。また、園内での歩きたばこは他の公園利用者へ迷惑や危険が及ぶ行為なので絶対にやめてください。

---

⑥ 指定場所以外での自動車、バイク、自転車等の乗り入れ、止めおき

- 車両については、以下の指定場所に停めてください。  
自動車：第1駐車場又は第2駐車場（有料）  
バイク：バイク駐輪場（無料・第2駐車場奥）  
自転車：自転車駐輪場（無料・公園東側、西側）
- イベント時のキッチンカー等特別に許可を得た場合を除き、園内への車両の乗り入れ・止めおきは禁止です。
- イベント等で資機材搬入・搬出が必要な場合については、一時的に管理事務所東側のバックヤードをご利用いただける場合がございますので、管理事務所へ御相談ください。

---

⑦ 指定場所以外でのスケートボード、キックボード等のローラーのついた乗り物での走行

- スケートボード・キックボード等は、スポーツフィールド及び園路を含む園内での走行は禁止です（スポーツフィールドにおけるイベントで特別に許可した場合を除く）。
- イージーローラーやインラインスケート、ローラーズケート等の子ども向けローラー付き遊具については、スポーツフィールド内のみ利用可能です。ただし、早朝や夜間については騒音等により近隣住宅へ迷惑となりますのでご遠慮ください。

---

⑧ 周囲に危険や迷惑が及ぶボール遊びや行為

▼ 危険・迷惑となるため禁止している遊び

- ゴルフ
- バットを使った野球
- 硬球を用いたキャッチボール
- 試合形式のサッカー（特別に許可された場合を除く）
- ウッドデッキやベンチでのスケートボード滑走  
（スケートボードはイベント時のスポーツフィールド以外は園内全面禁止）

- ・ 打上げ花火などの火気使用
- ・ 大人数で集まり、騒音となるような大声を出す、大音量の音楽を流す等の行為

▼ 利用可能な遊び

- ・ ゴムボール等を用いたキャッチボール
- ・ 小規模なパス回し
- ・ リフティング・軽いトス程度のボール遊び

※上記利用可能な遊びであっても、混雑時等他の公園利用者に迷惑がかかるような状況下、または、ケガの恐れがある場合などについては、公園管理者の判断により、利用をご遠慮いただく可能性があります。

※スポーツフィールド等を占有して利用したい場合は「公園内行為許可申請」が必要です。詳細は、[こちら](#)をご確認ください。

---

⑨その他、公園管理者が不適切と判断する行為

平塚市都市公園条例に定めるもののほか、以下のような行為についても禁止とします。

- ・ 水道水の私的利用や、水を大量に撒き散らすなどの行為
- ・ 公園施設を本来の用途と異なる方法で使用する事
- ・ 許可されていないイベント・集会の開催
- ・ 許可された台数を超えて車両を乗り入れ、止めおくこと
- ・ その他、他の公園利用者の皆様に迷惑がかかるおそれのある行為、施設破損のおそれのある行為、実施すること自体が危険な行為等、公園の適正利用に沿わないものであると公園管理者が判断した行為等